

税

納税は便利・安心・確実な口座振替で

【納税課】

● 口座振替のメリット

- 一度の申し込みで、預金口座から自動的に振替納税ができ、便利です。
- 現金などを持ち歩く必要がなく、盗難などの心配がないため、安心です。
- 納付期限に口座から自動的に振り替えられるので、確実です。

● 取扱金融機関

紀陽銀行、南都銀行、関西アーバン銀行、三菱UFJ銀行、紀北川上農業協同組合、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）

● 手続方法

手続申請用紙（橋本市税等口座振替依頼書）は、市内の金融機関の窓口および市役所納税課に用意しています。申し込みは、口座振替を依頼する金融機関の窓口で行なってください。なお、申し込みには通帳届出印が必要です。手続きしていただいてから振替開始までに期間を要しますので、振替開始の時期については納税課までお問い合わせください。

● 問い合わせ 納税課 管理納税係 ☎33-1169

休日と夜間の納付・納税相談

【納税課】

● 相談日時（毎月第4日曜日および第4水曜日）

- 9月23日(日) 午前8時30分～午後5時
- 9月26日(水) 午後5時15分～8時

● 場所・問い合わせ 納税課 ☎33-6109

納付期限のお知らせ

【納税課】

● 10月1日(月)

- 国民健康保険税……………3期
- 後期高齢者医療保険料……………3期
- 介護保険料……………3期

たばこ税・消費税の変更に伴う説明会

【税務課】

たばこ税および消費税の税率が引き上げられることに伴う説明会が開催されます。

● 開催日・場所

- 9月13日(木) かつらぎ会場（かつらぎ総合文化会館）
- 9月14日(金) 岩出会場（岩出市総合保健福祉センター）

● 内容・時間（両会場とも同じです）

- たばこ税手持品課税説明会 午後1時30分～2時20分
- 消費税軽減税率制度説明会 午後2時30分～3時30分

● 問い合わせ

粉河税務署 ☎0736-73-3301

お知らせ

「本人通知制度」の事前登録について

【市民課】

住民票や戸籍謄本などの不正請求を防止するため、事前に登録をした人に対し、代理人や第三者が証明書を取得した場合にその交付事実を通知する制度です。住民票の写しや戸籍などの交付を差し止める制度ではありません。

● 登録できる人

市の住民票、戸籍、戸籍の附票に記録されている人（除かれた人を含む）

● 登録方法

本人確認書類（運転免許証・旅券など）と印鑑を持参し、市民課窓口で申請してください。

● 通知対象（除票・除籍などを含む）

住民票の写し、戸籍附票の写し、戸籍謄抄本など

● 通知内容

交付年月日、交付した証明書の種別、通数および交付請求者の種別（代理人・第三者）

● 問い合わせ 市民課 ☎33-1132

宅配便を活用した小型家電の回収について

【生活環境課】

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加している小型家電リサイクル法の認定事業者が、宅配便による使用済み小型家電の回収を実施しています。

● 回収品目

パソコン本体・パソコン周辺機器・携帯電話・デジタルカメラ・ゲーム機・音響機器・映像機器・カーナビ・カーオーディオなどの電子機器、炊飯器などのキッチン家電、アイロンなどの生活家電 他 ※家電リサイクル法に基づく4品目：テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は回収できません。

● 料金

パソコン本体を含む回収1回につき、1箱分の回収料金が無料になります。パソコン本体がない場合は、無料回収の対象外となります。

● その他

- 個人情報、事前に消去してください。
- 一度回収した小型家電は、返却できません。 ※詳しくは、下記URLをご覧ください。 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトホームページ <http://www.toshi-kouzan.jp/method/>

● 問い合わせ

生活環境課 環境企画係 ☎33-3702

電子たばこ、リチウム電池の

ごみの出し方について

【生活環境課】

電子たばこは、電気が残っている状態でごみとして出すと、火災の原因となります。ごみステーションに出す場合は、電気を使いきってから「破碎選別ごみ」として出してください。

リチウム電池は、市で収集できないごみです。家電量販店などのリサイクル協力店に依頼してください。

● 問い合わせ

生活環境課 環境企画係 ☎33-3702

空家等・住宅耐震に関する定期相談会

【建築住宅課】

空家などの適切な管理や利活用を促進するため、空家等に関する定期相談会を開催します。

また、住宅の耐震化を促進するため、住宅耐震に関する相談会を併せて開催します。

● 開催日

- 空家等・住宅耐震に関する相談会 10月9日(火)
- 空家等に関する相談会 12月11日(火)、平成31年2月12日(火)

● 時間 午後1時30分～4時

● 開催場所 伊都振興局総合庁舎

● 参加費 無料

● 必要書類など

印鑑、住宅の図面などの持参可能な書類

● 申請方法

氏名、住所、電話番号、参加人数、住宅耐震に関する相談の希望の有無について電話で申し込んでください。申し込みは必ずしも必要ではありませんが、申込者から優先的に相談を行います。

● 申請先・問い合わせ

建築住宅課 ☎33-1115 ファクス33-6151

社会教育関係団体の追加認定申請を受け付けます

【生涯学習課】

社会教育や社会体育活動を目的とした団体で、橋本市内に活動の拠点がある団体が対象です。

● 受付期間

9月1日(出)～30日(日) ※祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

● 認定期間

11月1日から翌年6月30日まで

● 申請書配布場所 生涯学習課、各地区公民館

● 申請先・問い合わせ 生涯学習課

※文化の部は公民館係（☎33-0034）、スポーツの部はスポーツ係（☎33-3704）までお問い合わせください。

9月10日は「下水道の日」です

9月10日は「下水道の日」と定められ、全国でさまざまな取り組みが行われています。この機会に、下水道の役割や正しい使い方について考えてみませんか。 【下水道課】

● 下水道の役割

私たちの家庭から出る汚れた水は、かつらぎ町にある「伊都浄化センター」に集められ、きれいな水にしてから川へ流すので、川や海の水がきれいになります。また、汚れた水が側溝や水路に流れなくなるので、蚊やハエの発生を抑制し、伝染病の予防にもなります。



● みんなの下水道を大切に

下水道に流せるのは、し尿と生活排水だけです。次のようなものを流すと、下水道管の詰まりなどの原因となるので、十分注意してください。

- トイレトーパー以外の紙類、布類
- 天ぷら油などの廃油、残飯、野菜くず
- ガソリン、シンナーなどの有害物質

住宅用火災警報器は10年を目安に交換しましょう

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなる恐れがあるため、とても危険です。1年に1回は作動確認を行い、おおむね10年を目安に機器の交換をお願いします。 【橋本市消防本部／伊都消防組合消防本部】

● 設置時期を確認しましょう

設置時期を調べるには、設置した時に記入した「設置年月日」または機器本体に記載されている「製造年」を確認してください。 ※設置時期がわからない場合は、こまめに点検を行なってください。



● 作動確認を行きましょう

機器本体にあるひもを引く、またはボタンを押して、正常を知らせる警告音やメッセージが鳴るか確認してください。音が鳴らない場合は、電池切れが機器本体の故障です。取扱説明書を確認してください。